平成２４年（フ）第１３７７号
埼玉県戸田市大字新曽2030番地の２　ＴＨＡＭＥＳＴＯＤＡ―405号室
債務者　前田美枝子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９３号
埼玉県上尾市大字壱丁目197番地12
債務者　橘　智加子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４８７号
埼玉県吉川市吉川２丁目37番地31
債務者　湊　　淳一
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４８８号
埼玉県吉川市吉川２丁目37番地31
債務者　湊　　明子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３５６号
静岡県沼津市今沢290番地の７
債務者　高橋アサミ
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３６０号
静岡県三島市中田町11番33号　マンションＡ＆Ｏ102、前住所静岡県三島市中田町14番17号
債務者　大窪　則政
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５６０号
熊本市南区御幸西１丁目６番33号　コーポＭ１―102号
債務者　戸田　由美
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６８４号
札幌市東区北39条東８丁目１番14号　関ビルＢ10号
債務者　中畑　敏美
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０８２号
北海道北広島市大曲幸町２丁目10番地１　ＲＡＢＢＩＴ　ＨＯＵＳＥ302号
債務者　松本　里美
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１３０号
札幌市西区山の手２条６丁目３番20号　山の手セントラルマンション205号
債務者　野崎　千草（旧姓滝澤）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１４３号
札幌市北区麻生町１丁目３番20号　402号
債務者　平林あづみ
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２３５号
札幌市北区屯田６条４丁目３番27号　アルカサル六番館102号
債務者　小島麻貴子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２６９号
札幌市南区澄川４条７丁目１番３号　ルーシティ308号
債務者　小林　満男
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８３号
相模原市緑区橋本５丁目17番13号　ブルヤール橋本103号室
債務者　林　　健二
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３８９号
相模原市緑区中野1236番地３
債務者　藤平　浩正
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３９３号
相模原市中央区千代田１丁目９番20号　クリオ相模原壱番館304号室
債務者　須藤　淳一
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３９４号
相模原市緑区大島11番地　県営大島団地10―207
債務者　小谷ひろ子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部